

やってみよう！「共生型サービス」

❖ 「共生型サービス」とは

「共生型サービス」とは、高齢者と障害児者が同一の事業所で訪問系サービス、通所系サービス、ショートステイなどのサービスを受けやすくするため、平成30年度から始まった制度です。

介護保険サービス又は障害福祉サービスの指定を受けている事業所の設備基準や人員基準の適用が緩和されます。例えば、障害福祉サービスの指定を受けている事業所が介護保険の「共生型サービス」の指定を申請したときに、障害福祉サービスの指定基準を満たしていることをもって、市は介護保険サービス事業者として指定します。

新たに共生型サービスを位置づけ

○ 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に **新たに共生型サービスを位置付ける**。(指定基準等は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定時に検討)



厚生労働省HP(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(概要))より引用

❖ 「共生型サービス」のメリット

- ・ 障害児者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所でサービスを利用しやすくなる

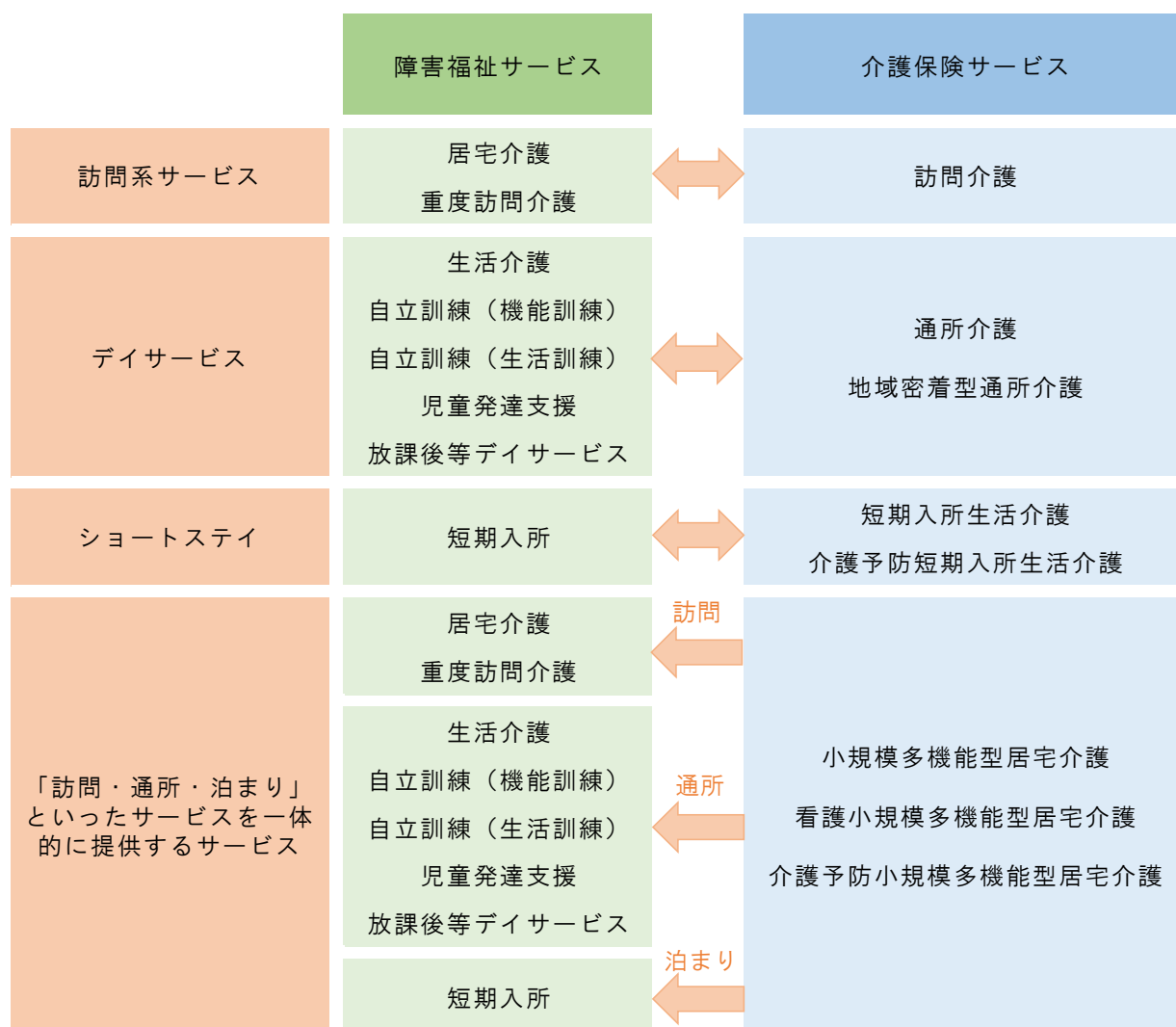
従来の制度では、65歳になった障害児者は、馴染みのヘルパーや通い慣れたデイサービス事業所等を変更せざるを得ない状況でしたが、当該事業所が共生型サービスとして介護保険サービスの指定を受けていれば、65歳以降も同じ事業所からサービスを継続的に利用することができます。

・人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うことができる

サービス提要事業所は、介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所のいずれかの運営基準や指定基準を満たせば、「共生型サービス事業所」として介護保険・障害福祉どちらの指定も受けることができます。そのため、それぞれのサービスの担当職員同士の連携の向上による業務の効率化や人材確保の軽減、提供するサービスの質の向上を目指すことができます。

❖ 「共生型サービス」の種類

「共生型サービス」として指定申請ができるサービスは、訪問系サービス、デイサービス、ショートステイ、「通所・泊まり・訪問」を一体的に提供するサービスの4種類です。



❖ 「共生型サービス」の単位数

障害福祉サービス事業所が介護保険サービスの「共生型サービス」として指定を受けた場合の単位数は以下のとおりです。「共生型サービス」は本来の介護保険事業所の基準を満たしていないため、本来の報酬単価と区分されます。

障害福祉サービス	介護保険サービス	単位数
居宅介護	→ 訪問介護	訪問介護と同様の単位数（※１※２）
重度訪問介護	→ 訪問介護	訪問介護の所定単位数に 93/100を乗じた単位数（※２）
生活介護	→ 通所介護 地域密着型通所介護	通所介護・地域密着型通所介護の所定単位数に 93/100を乗じた単位数（※３）
自立訓練	→ 通所介護 地域密着型通所介護	通所介護・地域密着型通所介護の所定単位数に 95/100を乗じた単位数（※３）
児童発達支援 放課後等デイサービス	→ 通所介護 地域密着型通所介護	通所介護・地域密着型通所介護の所定単位数に 90/100を乗じた単位数（※３）
短期入所	→ （介護予防）短期入所 生活介護	（介護予防）短期入所生活介護の所定単位数に 92/100を乗じた単位数（※３）

- ※１ ただし、介護福祉士・実務者研修修了者・介護職員初任者研修修了者・旧介護職員基礎研修修了者・旧訪問介護員１級課程又は２級課程修了者・居宅介護職員初任者研修課程修了者がサービス提供を行った場合は訪問介護と同様の単位数を算定可能だが、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等がサービス提供を行った場合は70/100、重度訪問介護従業者養成研修修了者等がサービス提供を行った場合は93/100を乗じた単位数となります。
- ※２ ただし、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等及び重度訪問介護従業者養成研修修了者等については、６５歳に至るまでに、これらの研修修了者に係る障害福祉事業所において障害福祉サービスを利用していた高齢障害者に対してのみ、サービス提供ができます。
- ※３ 生活相談員配置等加算（13単位／日）があります。

利用者・事業者ともにメリットのある

「共生型サービス」

始めてみてはいかがでしょうか？

共生型サービスは前月 10 日㍻（10 日が土日、祝日の場合は前日）で毎月申請受け付けております。

詳細は ▶ [さいたま市ホームページ](https://www.city.saitama.jp/005/001/018/002/p082956.html) 介護保険事業所の指定申請について（新規事業所開設をお考えの事業者の方へ）

<https://www.city.saitama.jp/005/001/018/002/p082956.html>

◆ 参考

障害福祉サービス事業所が介護保険サービスを「共生型サービス」として指定を受けた事業所は、以下のとおりです。（令和 6 年 7 月 1 日時点）

・ 訪問介護

◆ 介護サービス おあふ

事業所番号：1176517132

所 在 地：岩槻区大字飯塚 1572 番地 4

T E L：048-748-5386

運 営 法 人：株式会社オアフ

指 定 日：平成 31 年 2 月 1 日

・ （地域密着型）通所介護

◆ 多機能型事業所わかくさ

事業所番号：1176516910

所 在 地：岩槻区大字飯塚 1198 番地 2

T E L：048-798-4534

運 営 法 人：株式会社介護サービスひまわり

指 定 日：平成 30 年 9 月 1 日

介護保険サービスを「共生型サービス」として指定を受けている事業所は以下に掲載されております。

さいたま市ホームページ 介護サービス事業所の検索

<https://www.city.saitama.jp/002/003/003/001/004/p041778.html>

<相談先及び担当>

さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課事業者係

TEL 048-829-1265 FAX 048-829-1981

Mail kaigo-hoken@city.saitama.lg.jp